

## 宇和島市窓口キャッシュレス決済等導入業務プロポーザル実施要領

### 1 目的

この実施要領は、宇和島市窓口キャッシュレス決済等導入業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる受託候補者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

宇和島市窓口キャッシュレス決済等導入業務

#### (2) 調達機器等

本業務において調達する機器等については以下のとおりとする。

- ① POS レジ端末ほか一式（台数については2台）
- ② キャッシュレス決済端末ほか一式（台数については2台）
- ③ 指定代理納付業務

#### (3) 業務内容

別紙「宇和島市窓口キャッシュレス決済等導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (4) 業務期間

本業務の期間は、以下のとおりとするが、窓口キャッシュレス決済等の導入は現在建設中の新庁舎を予定しているため、当該建設工事の進捗状況によって変更する場合がある。

- ① 初期導入時作業：契約締結の日から令和4年2月28日
- ② 指定代理納付業務：利用開始日（令和4年3月上旬を予定）から

#### (5) 提案限度価格（初期導入時作業に係る経費）

5,743,034円（消費税及び地方消費税を含む。）

※POS レジ端末ほか一式（台数については2台）及びキャッシュレス決済端末ほか一式（台数については2台）の初期導入に係る経費である。

※キャッシュレス決済端末の利用料及び指定代理納付業務に係る費用は含まない。

### 3 実施方式

公募型プロポーザル方式

### 4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更正計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (3) 宇和島市建設工事等請負業者選定要綱（平成 17 年告示第 12 号）に基づく入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (4) 宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 17 年告示第 97 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (5) 共同提案の場合は、構成事業者についても上記(1)～(4)の要件を全て満たしていること。
- (6) 平成 31 年 4 月以降に、国又は地方公共団体において、類似提案の受注及び受託実績を有していること。

## 5 実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

1. 公募型プロポーザル実施の開始	令和 3 年 9 月 24 日(金)
2. 実施要領等に関する質疑受付	令和 3 年 9 月 24 日(金) ～10 月 1 日(金)まで
4. 実施要領等に関する質疑回答	令和 3 年 10 月 8 日(金)まで
5. 参加申込書の提出期限	令和 3 年 10 月 15 日(金)まで
6. 参加資格の審査結果の通知	令和 3 年 10 月 22 日(金)
7. 提案書等の提出期限	令和 3 年 10 月 29 日(金)まで
8. プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和 3 年 11 月中旬 予定
9. 審査結果の通知	令和 3 年 11 月中旬 予定
10. 契約の締結	令和 3 年 11 月下旬 予定
11. 審査結果の公表	令和 3 年 11 月下旬 予定

※事務取扱時間

土・日・祝日を除く 8 時 30 分から 17 時まで（12 時から 13 時までを除く。）

## 6 参加手続

### (1) 実施要領・仕様書等の配布

#### ① 配布期間

令和 3 年 9 月 24 日(金)から令和 3 年 10 月 15 日(金)まで

#### ② 配布方法

宇和島市ホームページに掲載するほか、市民環境部市民課において配布する。

### (2) 質問の受付及び回答

- ① 実施要領等に係る質問は、「宇和島市窓口キャッシュレス決済等導入業務に係るプロポーザル質問書（様式 1）」によるものとし、市民環境部市民課窓口係に電子メールにより提出すること。なお、提出後には必ず電話により受信確認を行うこと。

宇和島市市民環境部市民課窓口係

E-mail : shimin@city.uwajima.lg.jp

電話番号:0895-24-1111 (内線 2109)

② 提出期限

令和3年10月1日(金) 17時まで

③ 回答方法

令和3年10月8日(金) 17時までに宇和島市ホームページに掲載する。

(3) 参加申込書の提出

① 提出書類

ア 参加申込書(様式2-1(単独提案)又は様式2-2-1(共同提案))

イ 共同参加事業者構成表明書(様式2-2-2)

ウ 窓口キャッシュレス決済等導入業務の履行実績(様式3)

エ 会社概要書(様式4)

オ 会社の概要が分かる書類(パンフレット等)

※イについては、共同提案を行う場合のみ提出してください。

※共同提案の場合は、構成事業者ごとにウ～オの書類を提出してください。

② 提出期限

令和3年10月15日(金) 17時まで

③ 提出場所

〒798-8601 宇和島市曙町1番地

宇和島市市民環境部市民課窓口係

TEL:0895-24-1111 (内線2109)

④ 提出方法

原則として、郵送による提出とする。(提出期限必着とする。)

⑤ 参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果を文書にて通知する。

(4) 提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は次により提案書等を提出するものとする。

① 提出書類

ア 提案書表紙(様式5)

イ 提案書(任意様式)

ウ 参考見積書(様式6)

※消費税及び地方消費税を含んだ額とすること。

③ 提出期限

令和3年10月29日(金) 17時まで

④ 提出場所

〒798-8601 宇和島市曙町1番地

宇和島市市民環境部市民課窓口係

TEL:0895-24-1111 (内線2109)

⑤ 提出方法

原則として、郵送による提出とする。(提出期限必着とする。)

⑥ 提出部数

8部(正本1部・副本7部)

(5) 提案書類等の作成要領

次の内容に沿って、企画提案書を作成すること。

書式は任意とするが、用紙は A4 とし、頁数は表紙・目次を除いて 30 ページ以内とする。原則、企画提案書は下記の項番順に作成すること。なお、該当箇所に評価基準表の項目番号を記載し、採点し易いものとする。

① 調達機器等

ア POS レジ端末ほか一式

- ・基本的な性能及び取扱方法について  
機器の説明、自動釣銭機等金銭授受の流れ等を記載すること。
- ・集計機能について
- ・セキュリティ対策について

イ キャッシュレス決済端末ほか一式

- ・基本的な性能及び取扱方法について  
機器の説明、来庁者におけるクレジットカード及びコード決済による支払方法等を記載すること。
- ・キャッシュレス決済の種類について
- ・セキュリティ対策について

② 指定代理納付業務

- ・指定代理納付に係る決済手数料率等について  
利用可能な全てのキャッシュレス決済種別についての決済手数料率及びトランザクション費等を記載すること。
- ・入金方法及び入金サイクルについて
- ・決済手数料の支払い方法について

③ 保証・サポート

- ・調達機器等の保証の内容について  
技術者の派遣依頼から現地到達までに要する時間を記載すること。併せて、人員体制、事務所所在地等について記載すること。
- ・研修体制及び操作マニュアルについて  
実施可能な研修回数その他職員が機器を操作する機会を設けることができる場合は、その方策等を記載すること。
- ・導入後のサポート体制について

④ 業務実施スケジュール及び実施体制

⑤ 独自提案

本市の定める仕様書にない有用な提案があれば記載すること。

(6) プレゼンテーションの実施

提出された提案書等についてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

① 実施日時・方法（予定）

日時：令和 3 年 11 月中旬

方法：Zoom による WEB 会議

② 所要時間（予定）

プレゼンテーション：30 分以内

質疑応答：20 分程度

### ③ その他

ア 本市が設定する WEB 会議に参加すること。なお、WEB 会議参加に必要な端末やアプリケーションの設定、インターネット環境については、参加者にて手配すること。

イ プレゼンテーションの順番については、原則、提案書等を受け付けた順とする。

ウ 詳細については、後日、別途通知するものとする。

## 7 受託候補者の特定

### (1) 審査方法

審査は、別に設置する宇和島市窓口キャッシュレス決済等導入業務プロポーザル審査委員会が、提出された提案書等とプレゼンテーションの内容を評価基準に基づき審査する。

### (2) 評価項目及び評価内容

別表「宇和島市窓口キャッシュレス決済等導入業務プロポーザル評価基準」のとおりとする。

### (3) 受託候補者の特定

審査の結果、最も優れた提案として評価した者を受託候補者として特定する。ただし、受託候補者はあらかじめ定めた最低基準点を満たしている者とする。なお、参加業者が 1 者でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として特定する。

## 8 審査結果

審査結果は特定後、参加者全てに文書で通知するものとする。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

## 9 審査結果の公表

審査結果は、宇和島市ホームページにおいて公表する。

なお、公表の内容は以下のとおりとする。

- ① 受託候補者の名称
- ② 全参加者の名称（五十音順）
- ③ 全参加者の点数（得点順）

※参加者が 2 者の場合、次点者の点数は公表しない。

## 10 契約に関する事項

受託候補者と市が協議し、業務委託に係る仕様書を確定させたいうで契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、受託候補者と市との協議により必要に応じて内容を変更したうで契約を締結するため、契約金額が本プロポーザル時に提出した見積額と異なる場合がある。なお、受託候補者と市との間で行う仕様書の確定について、協議が整わなかった場合には、審査結果において順位が次点の者と協議を行うこととする。

## 11 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 市から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

## 12 留意事項

### (1) 失格事項

参加申込書、提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提案書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ プレゼンテーション及びヒアリングの実施において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示す提案限度価格を超える場合
- ⑦ 実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 上記①～⑦に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

### (2) その他留意事項

その他の留意事項は次のとおりとする。

- ① 提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。
- ③ 複数の提案はできない。
- ④ 参加申込書の提出後又は提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式7）を提出すること。
- ⑤ 提案書の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。ただし、市が受託候補者の特定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、宇和島市情報公開条例（平成22年条例第25号）に基づき公開する場合がある。

## 13 担当部署・問い合わせ先

所在地：〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

担当部署：宇和島市市民環境部市民課窓口係 担当：平田

電話番号：0895-24-1111（内線2109）

FAX番号：0895-24-1122

E-mail：shimin@city.uwajima.lg.jp